

## 《 論 説 》

## 音楽著作権管理事業者の現状と課題

——なぜ JASRAC の独占は崩れないのか——

安藤 和宏

- I. はじめに
- II. JASRAC の設立経緯
- III. JASRAC の機能と役割
- IV. 著作権等管理事業法の成立とその後
- V. JASRAC の独占は崩れるのか
  - (1) 著作権管理事業者に対する音楽出版社の評価
  - (2) 音楽出版社が提案する JASRAC のシェアを下げる方法
  - (3) 本稿で提案する実質的な競争を確保する方法
- VI. むすびに代えて

## I. はじめに

テレビやラジオ等で放送される楽曲の著作物使用料をめぐり、JASRAC の著作物使用料の徴収方式が放送分野における著作権管理事業者の新規参入を著しく妨害しているとまでは言えないとしていた公正取引委員会による判断の取り消しを求めて争われた訴訟で、2015年4月28日、最高裁判所は公正取引委員会および JASRAC の上告を棄却した<sup>(1)</sup>。この結果、公正取引委員会による審決の一部を誤りと認定した東京高裁判決が確定した<sup>(2)</sup>。これを受けて、独占禁止法違反（私的独占）に当たらないとした公正取引委員会の審決は取り消され、

---

(1) 最判平成27年4月28日平成26年（行ヒ）第75号。

(2) 東京高判平成25年11月1日平成24年（行ケ）第8号。この事件とその背景については、安藤和宏「JASRAC の放送包括ライセンスをめぐる独禁法上の問題点」知的財産法政策学研究39号（2012年）179-227頁を参照のこと。

同委員会は審判をやり直すことになった。

マスコミでも大きく取り上げられたこの訴訟は、2001年10月1日の著作権等管理事業法の施行以降も、音楽著作権管理事業において、JASRACによる事実上の独占状態が続いていることを人々に改めて認識させる結果となった。確かに、著作権管理事業が自由化されてから14年も経つのに、JASRACのシェアがほとんど下がらないことを疑問に思う人も少なくないだろう。また、この訴訟はイーライセンスやジャパン・ライツ・クリアランス（JRC）といった他の音楽著作権管理事業者がどうすればJASRACの独占を崩すことができるのかという問題を考えさせる契機にもなった。

本稿は、JASRACの設立経緯、その機能と役割、著作権等管理事業法の制定経緯を解説した上で、音楽出版社に対して実施したアンケートを参考にして、音楽著作権管理事業における実質的な競争を確保する方法を提案するものである。筆者は、1989年5月に株式会社東京放送（現在は株式会社TBSテレビ）の子会社である音楽出版社の日音に入社して以来、26年にわたって、音楽著作権ビジネスに従事してきた。本稿では、その実務経験に基づき、音楽業界の内部事情も紹介しつつ、あるべき著作権管理事業における競争について考察してみたい。まず、次章ではJASRACの設立経緯について詳しく説明することにしてしよう。

## II. JASRACの設立経緯

JASRACとは、正式には一般社団法人日本音楽著作権協会という。大変長い社名なので、通常は英文社名である Japanese Society for Rights of Authors, Composers and Publishers の下線の部分の英語をつなげて JASRAC（ジャスラック）と呼んでいる。略称に Publisher の Pが入っていないのは、JASRACの設立当時（1939年）、日本に音楽出版社が存在しなかったためである（JASRACに最初に入会した音楽出版社は音楽之友社で1958年のことである）。現在の英文社名になるのは、20の音楽出版社が正会員となり、理事会メンバー12名のうち、音楽出版社から2名が選出される1965年のことである。

JASRACを簡潔に表現すると、作詞者、作曲者、訳詞者、編曲者や音楽出版社などの委託者が有する著作権を信託財産として譲り受け、委託者のためにその著作権を管理し、その管理によって得た使用料を委託者に分配する、日本で最大の著作権管理事業者ということになる。著作権管理事業、すなわち著作物の利用契約について著作権者のために代理または媒介を業として行うこと（代理）、あるいは著作権の移転を受けて他人のために著作物の管理を業として行うこと（信託）は、長い間、仲介業務法（正式には「著作権に関する仲介業務に関する法律」という法律によって、文化庁長官の許可が必要であった。つまり、著作権管理事業は自由競争に晒されることのない、政府の規制を受けた事業だった。

そもそもこの法律は、ドイツ人のウィルヘルム・プラーゲ博士という人が原因で作られたものである。1931年、プラーゲ博士は東京に事務所を開いて、「私はヨーロッパの著作権者の代理人です。私が管理する外国の楽曲を使うには、私から許可を取ってお金を払う必要があります」と流暢な日本語で宣言した。そして、当時としてはかなり高額と思える著作物使用料を利用者に請求し始めた。しかも、彼の業務は放送、演奏、出版と広範囲にわたって行われたので、一大事である。無断使用は当たり前という当時の日本人の感覚からすると、プラーゲ博士の行為は理解しがたいものだった（日本人は、往々にして、東南アジアの国々を「海賊版天国」というレッテルを貼って非難するが、日本もほんの少し前までは似たような状況だったのである）。

しかし、プラーゲ博士の著作権管理業務は、ベルヌ条約という国際条約に基づいた適法なものであった。日本はベルヌ条約ローマ改正条約を批准したため、1931年8月1日以降、ベルヌ条約の加盟国の国民が創作した音楽著作物を公で演奏したり、ラジオで放送したりする場合、著作権者から許諾を得なければならないことになった。したがって、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、オーストリアの5カ国からなる音楽著作権管理団体「カルテル」や録音権管理団体「BIEM」の代理人であるプラーゲ博士が行った業務は、決して法律的に非難されるものではなかった。

とはいえ、プラーゲ博士による高額の使用料の請求には、多くの音楽関係者が困り果てたのも事実である。プラーゲ博士のやり方は、著作物使用料を払わないと内容証明郵便を送りつけ、裁判も辞さないという強硬なものであった。中でもプラーゲ博士とNHKとの交渉は熾烈を極め、NHKがプラーゲ博士の要求額を拒絶したために、NHKは1933年からほぼ1年間、外国曲の放送を取りやめるという事態が起きた（1934年7月7日に交渉が妥結し、NHKは外国曲の放送を再開する）。

困り果てた政府は、1939年に前述の仲介業務法を制定して、急ぎ設立した社団法人大日本音楽著作権協会（現在のJASRAC）に著作権仲介業務の許可を与えた。プラーゲ博士も、自ら設立した団体（大日本音楽作家出版者協会）を通じて、著作権仲介業務の実施許可を申請したが、音楽分野では1団体に限るという方針を理由に、不許可処分とされた。著作権仲介業務が事実上不可能になったプラーゲ博士は、1941年12月に横浜から1人さびしく帰国した。この一連の騒動を「プラーゲ旋風」と呼ぶ<sup>(3)</sup>。そして、この法律を根拠に60年以上の長期間にわたり、JASRACは音楽著作権管理事業を独占的に行うことができたのである。

しかし、規制緩和政策の一環として、2000年11月21日に著作権等管理事業法が国会で成立し、著作権管理事業は文化庁長官による許可制から登録制に変更されることになった。JASRACの独占を支えてきた仲介業務法は著作権等管理事業法の施行（2001年10月1日）と同時に廃止された。この分野も遅ればせながら自由競争の波に晒されることになったのである。さて、次章ではJASRACの機能と役割について詳しく説明することにしてしよう。

### Ⅲ. JASRACの機能と役割

JASRACの機能と役割を説明するには、具体例を挙げるのが分かりやす

---

(3) プラーゲ旋風を克明に描いた名著として、大家重夫『ニッポン著作権物語』（青山社・1999年）と森哲司『ウィルヘルム・プラーゲ』（河出書房新社・1996年）がある。プラーゲ旋風が日本の音楽界に与えた影響は大きく、その源泉を辿るには最適の書である。

い<sup>(4)</sup>。たとえば、アーティスト A が自身で作詞・作曲したデビュー曲をレコード会社 B から発売し、その楽曲の著作権を音楽出版社 C に譲渡するでしょう。この構図からいうと、レコード会社 B は楽曲の使用者、音楽出版社 C は楽曲の著作権者、アーティスト A は楽曲の著作者である。そして音楽出版社 C は、アーティスト A から譲り受けた著作権の全部または一部を JASRAC に信託譲渡する。つまり、著作権はアーティスト A →音楽出版社 C → JASRAC と移転していくのである。

JASRAC は、楽曲の使用者に許諾を与え、その使用者から著作物使用料を徴収し、管理手数料を控除した上で、委託者である音楽出版社 C に分配する。この例でいうと、JASRAC はレコード会社 B から JASRAC の使用料規程に従って著作物使用料を徴収し、そこから管理手数料 (CD の場合 6%) を差し引き、残りを楽曲の音楽出版社 C に分配する。そして音楽出版社 C はアーティスト A と締結した著作権契約書に規定されている印税率 (分配率) に従い、JASRAC から送られてくる著作物使用料計算書を基に計算して、アーティスト A に著作物使用料を分配するのである。ちなみに音楽出版社が行う分配のことを、JASRAC から分配された著作物使用料をさらに著作者や共同出版社に分配するということから「再分配」と呼んでいる。なお JASRAC は、楽曲の使用者から著作物使用料を徴収する際には使用料規程に基づき、楽曲の権利者に分配する際には使用料分配規程に基づいて行っている。

JASRAC は、レコード会社だけから著作物使用料を徴収しているわけではない。放送事業者、有線放送事業者、通信カラオケ事業者、カラオケ店、映画製作者、映画館、レンタル・ショップ、楽譜出版社、キャバレー、スナック、クラブ、バー、コンサート・ライブの主催者など、ありとあらゆる音楽の使用者に対して楽曲の使用許諾を与え、彼らから著作物使用料を徴収している。JASRAC は各地にいる音楽の利用者から著作物使用料を徴収するため、全国に16の支部を設置し、169名の職員を常駐させている。

---

(4) JASRAC の役割と機能については、安藤和宏『よくわかる音楽著作権ビジネス基礎編 4th edition』(リットーミュージック・2011年) 42-61頁を参照のこと。

JASRAC は、信託著作権の管理によって徴収した著作物使用料を毎年3月、6月、9月、12月に委託者に分配している。その際に、著作物使用料計算書を委託者に送付し、信託楽曲がどのように使用されたのかが分かるようになっている。なお、信託楽曲が音楽出版社によって管理されている場合、JASRAC は音楽出版社に著作物使用料を分配するのが一般的である。ただし、著作者が JASRAC と信託契約を締結している場合、JASRAC は演奏権使用料を著作者に直接分配する（これをゴールデン・ルールという）。

委託者が JASRAC に著作権を信託する期間は、3年間である。ただし、信託契約時に限り、2年が経過した後、最初に到来する3月31日に終了する。つまり、JASRAC と委託者との信託契約はすべて3月31日に満了することになる。なお、信託契約約款には自動更新条項があり、満了日の3か月前までに委託者が JASRAC に書面による意思表示をしなかったときは、信託契約は自動的に3年間更新される。

JASRAC の業務に要する支出には、主に管理手数料が充てられている（ほかに信託契約申込金、会費、金利、寄付金などがある）。現在、最も低い管理手数料は外国入金（楽曲が外国で使われた場合の著作物使用料）の5%、最も高いのは上演、演奏、社交場、カラオケ、ビデオ上映、映画上映の26%である。レコード（6%）やビデオ（10%）、通信カラオケ（10%）のように管理業務を効率的に遂行できる分野は手数料が低く、コンサートやカラオケ、演劇といった分野は効率性に限界があるため、手数料が高い。特に、カラオケボックスやキャバレー、スナック、クラブのように全国各地に多数存在する使用者に対する著作物使用料の徴収業務には、多くの困難が伴う。

なお、委託者は著作権法27条に規定する権利を除く全支分権を JASRAC に信託譲渡することができるが<sup>(5)</sup>、表1に掲げるように一部の著作権や利用形態を管理委託の範囲から除外することができる<sup>(6)</sup>。つまり、委託者が JASRAC の管理委託範囲から除外した権利は委託者に留保されるため、委託者はその権利について自己管理することもできるし、イーライセンスや JRC といった他の著作権管理事業者に管理委託することもできる。たとえば、録音権とインタ

管理委託範囲の区分図（表1）



ラクティブ配信はイーライセンス、その他はJASRAC、あるいは録音権はJRC、出版権は自己管理、その他はJASRACというように管理委託や信託譲渡することができる。

JASRACは作品コード、楽曲名、作家名、音楽出版社、アーティストなどで構成された楽曲データベースをインターネット上で無料公開している (<http://www.2.jasrac.or.jp/>)。また、公益社団法人日本芸能実演家団体協議会（芸団協）、一般社団法人日本レコード協会、JASRACの3団体は、インターネット上に音楽情報の総合ポータル・サイト「Music Forest」（音楽の森）を開設し、音楽作品の著作権の所在、アーティストやCDに関する情報などの提供を無料で行っている (<http://www.minc.gr.jp/>)。いずれも、権利者、使用者双方にとっ

- (5) JASRACの著作権信託契約約款には、著作権法27条に規定する権利が特掲されておらず、翻訳権や編曲権は信託の対象となっていない。安藤・前掲注(4) 102-108頁および194-199頁。上野達弘「JASRACが管理する権利」紋谷暢男編『JASRAC概論』（日本評論社・2009年）42頁も参照のこと。
- (6) これは、2001年10月1日の著作権等管理事業法の施行に先立ち、JASRACが著作権信託契約約款を変更し、管理委託範囲の選択制を導入したことによる。JASRACの著作権信託契約約款の改正に関する経緯は、著作権法令研究会編『逐条解説著作権等管理事業法』（有斐閣・2001年）198頁以下を参照のこと。



で大変便利なデータベースであり、利用価値が高いものだ。

JASRAC は著作権信託契約約款により、すべての管理楽曲について、権利者から管理を委託された楽曲の権利者になっている。JASRAC のメンバーになると、著作権信託契約約款に基づき、その取得した著作権の内、管理委託した権利は自動的にすべて JASRAC に移転する。それゆえに JASRAC は自己の名において使用者に許諾が出せるのである。ただの仲介や代理ではなく、権利者として業務を行っている。また、同約款により、JASRAC は委託者から信託された著作権およびここから発生する著作物使用料等の管理に関し、告訴を行い、または訴訟を提起することができる<sup>(7)</sup>。

#### Ⅳ. 仲介業務法の廃止と著作権等管理事業法の成立

前述したとおり、JASRAC は長年にわたって、仲介業務法の庇護の下、音楽著作権管理業務の独占を謳歌してきた<sup>(8)</sup>。しかしながら、1994年に勃発した JASRAC 事務所移転に関する不正融資疑惑事件<sup>(9)</sup>を皮切りに、JASRAC の運営体制に対する批判が噴出することになった。とりわけ、1997年から1999年にかけて、JASRAC の硬直的な管理姿勢を批判したり、一社独占がもたらす弊害を指摘したりする者が急増した。驚くべきは、権利者であるアーティストたちが JASRAC を公然と批判し始めたことである。

JASRAC の硬直的な管理姿勢を象徴するのは、新しいメディアに対する著作物使用料であろう。この時期、CD-ROM、CD-EXTRA、インターネット、通信カラオケといった新しいメディアが次々に誕生し、今までにない形態の音楽

---

(7) 著作権信託契約約款21条により、委託者が JASRAC に管理を委託した著作権の侵害を理由とする訴訟を自ら提起する場合、その訴訟のために必要な範囲および期間において、JASRAC から信託著作権の返還を受けることができる。ただし、その際には、委託者は JASRAC に対し、理由を記載した書面を提出して、JASRAC の承認を得なければならない。

(8) 第二次世界大戦後、アメリカ NBC の特派員だったジョージ・トーマス・フォルスターが連合軍最高司令部から1949年に仲介業務の許可を受けて、フォルスター事務所が著作権管理事業を行った時期があった。フォルスター事務所の管理事業については、坂上次「海外の音楽出版社との半世紀—フォルスターからハイノート/ビアーへ」『日本における音楽出版社の歩み』（音楽出版社協会・2003年）93頁に詳しい。



ビジネスが展開されていった。しかしながら、JASRACの著作物使用料規程にはCD-ROM、CD-EXTRA、インターネット、通信カラオケに対応する項目がないため、JASRACは既存のメディアの使用料規程を強引に適用するか、使用料規程がないことを理由に、あとで遡及して使用料を徴収するとしていた<sup>(10)</sup>。その結果、CD-ROMの著作物使用料が小売価格の60%を占める商品が現れるに至り、利用者から大きな反発が生じた。

さらに前述したように、アーティストたちも次々にJASRACの独占による弊害を公然と指摘し始めた<sup>(11)</sup>。作曲家の坂本龍一氏は1998年3月4日付の朝日新聞の論壇で次のように述べている。

「インターネットに見られるように、これからは著作物の新しい利用形態が

- (9) JASRACが財団法人古賀政男音楽文化振興財団(古賀財団)に対して、建設資金として77億7,000万円を貸し付け、新しく建設されたビルの一部をJASRACの本部ビルとして使用するという契約が問題となった事件。この契約は、貸付金を無利子とし、JASRACは入居時から30年間にわたり古賀財団から均等返済を受けるというものであった。この問題はマスコミに不正融資疑惑事件として大きく取り上げられ、JASRAC内部でも厳しい追及が行われた結果、吉田会長、石本理事長、舟本、久保庭、松岡、鈴木、小川、大淵の各常務理事が辞任するに至った。その後、JASRACは石本理事長、舟本、松岡、鈴木各前常務理事を告訴するが、全員不起訴処分となっている。なお、この問題は訴訟にまで進展した。すなわち、JASRACが古賀財団への融資を途中で停止したため、古賀財団はJASRACに対して、予定融資額23億3,100万円の支払いを求める訴訟を東京地方裁判所に提起したのである。1996年5月1日に裁判所から①融資金額は、JASRACが賃貸する部分の工事費相当額の52億円(約26億円の減額)とする、②融資を年0.6%の有利子に改める、③賃料を坪28,770円から15,700円に引き下げる、④利用面積を1,724坪から2,521坪に拡大する、という内容の和解案が出され、JASRAC、古賀財団、利害関係人として参加した清水建設がこれを受け入れたため、和解が成立し、紛争は一応終了した。
- (10) CD-ROMに関する使用料を巡る問題については、安藤和宏『よくわかるマルチメディア著作権ビジネス』(リットーミュージック・1996年)88-95頁を参照。なお、通信カラオケについては、1997年11月に使用料規程が規定された。
- (11) ミュージシャンの佐野元春氏も1998年8月24日の日経産業新聞のインタビューにて「ネット配信については(権利配分など)未整理の部分もあるので、ミュージシャンがもっと発言していかなければならない。ネット配信の場合は著作者本人が、ある楽曲について『ロイヤリティーフリーですよ』『これはお金を払って下さい』と言ってもいいのではないか。どの曲の管理を信託するかは著作者自身が決めるべきだ。また、第二、第三のJASRACができて、競争原理を働かせることも必要ではないか」と発言している。

次々に登場していくと考えられる。ところが、現在の JASRAC 一元管理の下では、新しい利用形態への対応や使用料の改定が十分に行われておらず、利用者からのサービス付加の要求に柔軟に対応できていない。このままでは、インターネットのような新しいメディアを通じて作品提供を行う場合でも、自由な流通単位の設定や作品自体の価値に見合った自由な価格設定は困難である。さらには、今後の技術進歩に伴い様々な新しいサービスが生み出された場合にも、その実用化が困難になると予想される。このように、JASRAC による独占的な集中管理体制は、音楽産業の発展を阻害する状況になっているのである。この事態を打開するためには、現行制度を改め、複数の団体の参入を可能にする競争原理を導入し、利用者にも著作権者にも選択の幅を与えるようにするほかかないであろう。」

著作権管理事業の自由化を支持する学者も少なくなかった。知的財産法を専門とする相澤英孝教授（当時は筑波大学助教授。現在は一橋大学教授）は、「著作権・著作隣接権といわゆる集中管理」と題する論文の中で次のように述べている<sup>(12)</sup>。

「著作権ニ関スル仲介業務ニ関スル法律は、現在においては必要のない規制とすべきであるが、不必要な制度というばかりではなく、様々な問題を惹起している。一つは、業務の合理性をどのように担保するかという問題である。昨年来、日本音楽著作権協会の運営を巡って問題が発生したようであるが、日本音楽著作権協会は独占団体であるために、合理的な運営に対するインセンティブを欠くことになる。独占団体でなければ、不合理な運営をすれば、他の受託者や代理人が登場することになり、合理的な運営に対するインセンティブが保たれることになる。」

---

(12) 相澤英孝「著作権・著作隣接権といわゆる集中管理」『知的財産の潮流』（信山社・1995年）21頁。

また、知的財産法の第一人者である中山信弘教授（当時は東京大学教授。現在は明治大学特任教授）は、1998年8月7日の日経産業新聞のインタビューで次のように発言している。

「著作権者にとっては複数団体がサービスを競い合った方が管理手数料が安くなり、インターネットやDVD（デジタル・ビデオディスク）など新しいメディアへの対応も臨機応変になるだろう。厳密なシミュレーションが必要だが、管理団体が複数あっても不都合は少ないのではないか。現状のJASRACの管理方式は、著作権者が全権利を信託しなければならず、選択の余地がない。文化庁の許可を得た唯一の管理団体の契約形態としては、独禁法との関係も微妙だ。」

一方、JASRACはこのような動きに対して、一元管理のメリットを強調することで反論する。当時、JASRACの理事長であった加戸守行氏は、1998年5月7日の日経産業新聞のインタビューで次のように発言している。

「複数の管理団体があり、著作権者の意思で自由に管理対象の楽曲や権利を選択できる方法がよいことに疑問はない。ただ全体として管理コストが低く抑えられ、利用者が効率的に許諾を得られるなど実務的な一元管理のメリットは少なくない。一元管理を緩和するとシステム変更も必要だが、そのコストは誰が負担するのか。」

そんな中、1998年4月8日に三野明洋氏を中心となって設立したミュージックコピーライトエージェンシー株式会社（以下、MCA）が文化庁長官に対して、仲介業務法2条に基づく仲介業務許可申請を行った。JASRACの新しいメディアに対する硬直的な運用に業を煮やした音楽関係者がMCAを設立し、CD-ROMやDVD、インターネットといった新しいメディアを利用した音楽ビジネスを促進しようとしたのである。したがって、仲介業務許可申請の主旨

は、「マルチメディアコンテンツと新規産業に対応」であり、対象商品も（１）パソコン用及びゲーム機用 CD-ROM や DVD 等、（２）コンピュータネットワークおよび無線通信によるダウンロード配信に限っていた。しかしながら、文化庁長官からなかなか許可が下りず、結局 MCA は 9 月 24 日に仲介業務許可申請を取り下げた。

一方、JASRAC の管轄官庁である文化庁は、手をこまねいて見ていたわけではなかった。著作権審議会は、1994 年 8 月に権利の集中管理小委員会（主査は紋谷暢男成蹊大学教授（当時））を設置し、著作権等の管理制度全体のあり方について検討を開始したのである。そして、2000 年 1 月に文化庁が仲介業務法の改正を行うにあたっての制度の指針を示すことを目的とした報告書をまとめた。この報告書は、「現行仲介業務法は、基本的視点に照らして、法律の適用範囲、業務の許可制、使用料の認可制などの点で、全面的に見直すことが必要となっており、早急に新しい著作権管理制度の法的基盤を整備する必要がある」と指摘し、許可制の廃止と登録制の採用が提言された。

これを受けて、文化庁は直ちに立法準備に取りかかり、2000 年 10 月 13 日に著作権等管理事業法案として閣議決定され、第 150 回国会（臨時国会）に提出された。国会審議においては、2000 年 11 月 8 日に参議院で全会一致により可決され、同月 21 日には衆議院において全会一致で可決され、法律として成立した。その後、11 月 29 日に著作権等管理事業法として公布され、2001 年 10 月 1 日に施行された。これに伴い、仲介業務法は同日に廃止された。

著作権等管理事業法の成立により、著作権管理事業は自由競争の時代に突入した。この法律に基づいて、イーライセンス、JRC、ダイキサウンドといった管理事業者が、JASRAC によって長年独占されていた音楽著作権管理事業に新規参入した。イーライセンスは、博報堂、豊田通商、NTT グループなどが出資して 2000 年 10 月に設立された会社である。JRC は一般社団法人日本音楽制作者連盟の理事の会社を中心となって設立された会社である。ダイキサウンドは、インディーズの流通最大手であり、新規事業として著作権管理事業の分野に新規参入した会社である。いずれも作詞家、作曲家、音楽出版社などの著作

各管理事業者の著作物使用料徴収額 (表2)

	JASRAC	イーライセンス	JRC
2012年度	111, 844, 648, 192円	845, 148, 828円	1, 153, 696, 162円
2013年度	110, 845, 584, 829円	973, 238, 371円	1, 397, 392, 183円
2014年度	112, 494, 833, 336円	1, 056, 999, 194円	1, 002, 291, 789円

※ JRC のみ消費税込の数字

各管理事業者の著作物使用料徴収額 (録音権使用料のみ) (表3)

	JASRAC	イーライセンス	JRC
2012年度	39, 334, 576, 484円	665, 723, 142円	828, 545, 865円
2013年度	35, 682, 458, 094円	744, 307, 517円	1, 175, 621, 953円
2014年度	33, 186, 382, 057円	751, 307, 517円	765, 547, 164円

※ JRC のみ消費税込の数字

各管理事業者の著作物使用料徴収額 (インタラクティブ配信のみ) (表4)

	JASRAC	イーライセンス	JRC
2012年度	7, 757, 357, 276円	168, 747, 793円	325, 150, 297円
2013年度	8, 721, 360, 079円	213, 712, 694円	221, 770, 230円
2014年度	8, 862, 254, 890円	257, 228, 141円	236, 744, 625円

※ JRC のみ消費税込の数字

権者から委託を受けて、音楽著作物の利用許諾、使用料の徴収・分配を行っている。

しかしながら、周知のとおり、JASRAC のシェアは依然として全体で98%以上もあり (表2 参照)、イーライセンスと JRC が主戦場としている録音権とインタラクティブ配信の分野でさえ、JASRAC のシェアはそれぞれ95%以上と94%以上を占める (表3・4 参照)。まさに JASRAC による事実上の独占状態が続いているのである。なぜ JASRAC の独占は崩れないのであろうか。そして、どうすれば JASRAC の独占は崩れるのであろうか。音楽出版社に勤

務する45名（会社数は37社）にアンケートを実施して、この問題の解決策を探ってみた。次章ではこのアンケートの回答を紹介するとともに、音楽著作権管理事業において事業者間の競争を確保する方法を提案してみたい。

## V. JASRAC の独占は崩れるのか

### （1）著作権管理事業者に対する音楽出版社の評価

JASRAC のシェアを下げ、イーライセンスや JRC のシェアを上げるにはどうしたらよいか。それは、できるだけ多くの音楽出版社がイーライセンスや JRC に対して、著作権を保有している楽曲、特にヒット曲の管理を委託することである。しかしながら、音楽出版社が JASRAC 以外の著作権管理事業者に興味をなければ始まらない。そこで、音楽出版社37社45名に対してアンケートを実施し、「JASRAC 以外の著作権管理団体（イーライセンスや JRC 等）に著作権を管理委託してみたいと思いますか」と訊いてみた。回答は「はい」が28名（62.2%）、「いいえ」が17名（37.8%）であった。JASRAC の実質的な独占状態が続く中、回答者の6割以上が他の著作権管理事業者に対する管理委託に興味を持っているという回答は意外であった。

次に「JASRAC とその他の管理事業者（イーライセンスや JRC 等）の規程を比較し、イーライセンスや JRC 等を管理委託先の候補として、社内で具体的に検討したことがありますか」という質問をした。回答は「はい」が31名（68.9%）、「いいえ」が14名（31.1%）であった。この数字をどのように評価するかは難しい。回答者の7割近くがイーライセンスや JRC を著作権の管理委託先として選択肢に入れていると評価することもできるし、まだ3割以上の音楽出版社がこれらの管理事業者を選択肢として評価していないと考えることもできる。いずれにしても、イーライセンスや JRC は音楽出版社に対して、営業活動や広報活動をする余地があるということは言えるだろう。

第三に「イーライセンスに楽曲の管理を委託していますか」という質問に対しては、「はい」が12社（32.4%）、「いいえ」が25社（67.6%）であった。実に回答者の1/3がイーライセンスに楽曲の著作権を管理委託していることに

なる。これは正直驚きであった。JASRACのシェアが圧倒的に高いことを考えると、イーライセンスが保有する楽曲にキラコンテンツ（著作物使用料を稼げる曲）が多くないことは容易に想像できるが、それでも委託者数は予想を上回る数字であった。イーライセンスによる積極的な営業活動や広報活動の成果がこの数字に表れているとあってよいだろう。

第四に「『はい』と回答した方へ。その理由はなんですか」という質問に対して、最も多かった回答は「使用料設定の柔軟性」である。「楽曲プロモーションの際、無料配信のような柔軟な対応があるから」、「インタラクティブ配信等の徴収の仕方を指示できるため（特定のサイトに対して徴収しない旨の指示等）」、「登録済みの既存楽曲をCMや映画等のシンクロで利用する際に、著作者の意思とは別にJASRACの規定が縛りとなってしまって利用の可能性を極端に減らしてしまうこともある。そのため常に作家の意図や意思をダイレクトに反映させられるイーライセンスに部分的に管理を委託する必要性がでてくるため」というように、イーライセンスが委託者の要望に対して、柔軟な対応をしてくれることを高く評価するコメントが多数見られた。このようにイーライセンスに管理委託する音楽出版社にとって、イーライセンスが持つ「使用料設定の柔軟性」はかなり魅力的に映っているようである。また、「JASRACよりも手数料が安いこと」、「JASRACの独占体制に対して何か抵抗してみたい」という意見も見受けられた。

第五に「JRCに楽曲の管理を委託していますか」という質問に対しては、「はい」が7社（18.9%）、「いいえ」が30社（81.1%）であった。イーライセンスに比べるとパーセンテージは若干下がるが、それでも20%近くの回答者がJRCに対して、楽曲の著作権を管理委託していることになる。この数字も意外であった。なお、前述したようにJRCは一般社団法人日本音楽制作者連盟の理事会社が中心となって設立した著作権管理事業者であるため、プロダクション系の音楽出版社に対してアプローチしやすい。実際、アンケートの回答者のうち、JRCに楽曲の著作権を管理委託しているのは、ほとんどがプロダクション系の音楽出版社であった。



各管理事業者の管理手数料（表5）

	JASRAC	イーライセンス	JRC
レコード	6%	5%	5% (4%)**
ビデオグラム	10%	10%	10% (8%)**
インタラクティブ配信	10%	10%	10% (8%)**
映画録音	20%	10%	5%
コマーシャル送信用録音	使用料によって異なる*	10%	5%
放送・有線放送	10%	10%	5%

\* 使用料が300万円以下の部分については8%、300万円を超え1,000万円以下の部分については2%、1,000万円を超える部分については1%を適用する。

\*\* 権利者の自己利用の場合、カッコ内の料率を適用する。

第六に「『はい』と回答した方へ。その理由はなんですか」という質問に対して、最も多かった回答はJRCが持つ「柔軟性・自由度の高さ」である。「自己利用時の自由度の高さ（使用料免除、手数料の減額など）」、「JASRACでは使用料免除にできない利用形態があること」、「様々な新規配信サービスへの柔軟な対応」といったコメントに示されているように、権利者が楽曲をプロモートする際に使用料を免除してもらったり、あるいは手数料を減額してもらおうという措置が受けられることに魅力を感じているようである。次に多かったのは「手数料の安さ」と「詳細な分配データ」である。確かにJRCはJASRACやイーライセンスに比べると、管理手数料を低く設定している（表5参照）。また、こちらにも「JASRACの独占体制に対して何か抵抗してみたい」という意見が見受けられた。

第七に「JASRACの著作権信託契約約款では契約期間が3年となっているため、JASRACに管理委託している楽曲を他の管理事業者に委託するためには3年待たなくてはなりません。この管理委託範囲変更できるまでの期間（3年間）を長いと感じますか」という質問に対しては、「はい」が28名（62.2%）、「いいえ」が16名（35.6%）、「わからない」が1名（2.2%）であった。回答者の6割以上がJASRACに信託譲渡している楽曲の権利をイーライセンスや

JRCに預け直すために3年待たなくてはならないという状況に不満を持っていることが分かる。

第八に「JASRACが規定する現在の委託範囲変更手続は煩雑だと思いますか(著作者全員の同意を得るなど)」という質問に対しては、「はい」が24名(54.6%)、「いいえ」が17名(38.6%)、「わからない」が3名(6.8%)であった。現行のJASRACの委託範囲変更手続は、著作権を管理する音楽出版社からの変更願だけではならず、委託範囲を変更する楽曲の著作者全員が署名した同意書を提出しなければならない。著作者がJASRACの非会員(ノンメンバー)も対象となる。法律上、JASRACと非会員とは契約関係にないのだから、音楽出版社に対して、非会員の署名入りの同意書を提出させる法的根拠がどこにあるのか疑問である。実は、イーライセンスやJRCが著作権管理事業者として新規参入した際に、JASRACが音楽出版社に課した著作者全員が署名した同意書の提出義務が大きな制約になって、多くの音楽出版社が委託範囲変更を断念した経緯がある。少なくとも同意書の対象からJASRACの非会員を外すべきであろう。

## (2) 音楽出版社が提案するJASRACのシェアを下げる方法

第九に「どうすれば、JASRACのシェアが下がり、イーライセンスやJRCのシェアが上がると思いますか」という質問に対して、最も多かったコメントはイーライセンスやJRCが「全支分権を管理するようにすべき」というものであった。「権利を部分的に預けるとするのは実務の面から見るととても煩雑に思えるので、曲ごとにすべての権利を一括して預けられるということが重要だと思います」、「現状ではイーライセンスのみ、JRCのみでは全支分権をカバーすることはできません。管理している範囲ではJASRACよりも柔軟な対応が可能だと思いますが、1楽曲について2つの管理団体に管理委託または信託譲渡するという手間がかかります。イーライセンス、JRCどちらもが全支分権をカバーするに至り、その点がクリアできたら、検討する音楽出版社が増えるのではないのでしょうか」、「部分管理ではなく、全支分権、利用形態の管理

を行い、徴収実績をあげること」、「JASRAC 以外の他社が、全ての支分権を徴収できることが理想かと思われます」というコメントに表れているように、シェアを増やすためには、JASRAC のように全支分権を管理する必要があると指摘するのである。

確かにイーライセンス、JRC とともに全支分権を管理していない。したがって、イーライセンスや JRC に管理委託するにしても、音楽出版社は JASRAC に対して、イーライセンスや JRC が管理していない支分権や利用形態を管理委託する必要がある。その場合、コメントが鋭く指摘するように、音楽出版社には「1 楽曲について 2 つの管理団体に管理委託または信託譲渡するという手間がかかる」のである。音楽出版社としては、今まで JASRAC だけで済んでいた手続をイーライセンスや JRC に対しても行わなければならないことになる。これはただでさえ多忙な管理担当者にとっては、大きな負担となる。

しかしながら、イーライセンスや JRC が演奏権分野に管理範囲を拡大するためには、かなりの労力と困難が伴う。全国各地に多数存在する音楽の利用者を網羅的に把握し、使用許諾契約を締結し、著作物使用料を徴収するためには、多くの専門的知識を持つスタッフとノウハウ、そして支部がなければ不可能である。JASRAC には 2015 年 3 月末時点で 484 名の職員がいるが、そのうちの 169 名が 16 の支部に勤務している<sup>(13)</sup>。このように人的・物的コストがかかる演奏権の管理をイーライセンスや JRC が行うためには、スタッフを大幅に増員し、全国に支部を設立しなければならない。これは現時点においては、およそ現実的ではないだろう。

次に多かったのは、「管理事業者間で情報共有またはプラットフォームを統一すべき」という意見である。「作品届や使用料明細書、訂正願等の書式・フォーマットを統一する」、「各データベースを統合して、利用者・権利者の利便性を向上させる」という意見に見られるように、複数の管理事業者に著作権

---

(13) JASRAC の支部は全国に 16 か所（北海道支部、仙台支部、大宮支部、東京支部、西東京支部、東京イベント・コンサート支部、横浜支部、静岡支部、中部支部、北陸支部、京都支部、大阪支部、中国支部、四国支部、九州支部、那覇支部）ある。

を委託することによる事務の煩雑さを管理事業者間で情報共有またはプラットフォームを統一することによって解消するというアプローチである。「もともと楽曲毎に違う事業者に管理委託するメリットを感じられなかった上、権利競合処理で事業者間での情報共有がないことを知り、さらに複数事業者への管理委託に否定的な気持ちになりました。最低限でも事業者間の連携を図るなど、権利者が簡便に処理できるようにすべきだと思います」というコメントに象徴されるように、権利者の利便性を図る必要があるだろう。

JASRAC、イーライセンス、JRCが利用する書式・フォーマットを共通化すれば、音楽出版社の管理スタッフの事務作業はかなり省力化することができる。とりわけ、著作物使用料明細書のデータ・フォーマットを共通化すると、音楽出版社は新しいコンピュータ・プログラムを開発したり、購入したりすることなく、従来のプログラムでイーライセンスやJRCから支払われる著作物使用料を著作者や共同出版社に再分配することができる。また、楽曲の使用申請書や報告明細書の書式・フォーマットを共通化すれば、利用者にとっても利便性が高い。権利者・利用者にとって事務負担をできるだけ軽減するように、著作権管理事業者は互いに協力すべきである。

3番目に多かったのは、「管理手数料を下げ、分配額を増やすべき」という意見である。「企業努力によって、管理手数料を下げ、まずは多くの楽曲の管理を委託される存在となること、また、許諾先との交渉によって、JASRACよりも高い使用料を徴収することにより、作家をはじめとする権利者により多くの使用料を分配することが重要だと考えます」、「JASRACの管理手数料より著しく管理手数料を低くする(多少の違いではJASRACが築いてきた歴史には敵わないと思うし、メリットを感じません)」、「イーライセンス、JRCの管理手数料を一定ではなく、売上げに応じて段階的に下げる」というように、管理手数料を下げることによって、音楽出版社の著作物使用料を増やすべきという意見である。

現行の著作権管理事業者の管理手数料を比較すると、レコードの管理手数料はJASRACが6%、一方、イーライセンスとJRCは5%に設定して、差別化

を図っているが、多くの音楽出版社にとって1%の違いはさほど魅力的に映っていないのかもしれない。映画録音の管理手数料は、JASRACが20%、イーライセンスが10%、JRCが5%と管理事業者間でかなりの差があるが、映画録音の分野はそれほど市場が大きくなり、管理手数料に敏感な音楽出版社は自己管理する傾向にあるため、この差もあまり有効に機能していないように思われる。さらにコマーシャル送信用録音については、イーライセンスはJASRACよりも高い管理手数料を設定しているため、あえてJASRACの管理を外して、イーライセンスに管理委託するインセンティブは生じない。

イーライセンスとJRCがJASRACとの差別化を図り、シェアの拡大を図るためには、レコード、ビデオグラム、インタラクティブ配信、放送・有線放送の分野で、JASRACよりも大幅に管理手数料を低く設定する必要がある。しかしながら、シェアの拡大に苦戦するイーライセンスとJRCが利益率の低下を覚悟して、大幅に管理手数料を下げるのは難しいだろう。シェア拡大の先行投資と割り切って、赤字覚悟で管理手数料を下げるしかないが、JASRACが追隨して管理手数料を下げてくる可能性もあるため、勇気のいる決断を強いられることになるだろう。

4番目に多かったのは、「営業・広報活動を積極的に行うべき」という意見である。「様々な対応を継続して行っていることやそのアピールなど、今以上に必要ではないでしょうか」、「権利者・利用者双方のメリットの周知活動」、「楽曲の権利者・使用者に対するイーライセンス、JRCの一層の営業努力」、「2つの管理団体がシェアを獲得するためには、まず楽曲権利保持者・メーカー・音楽事務所に対しJASRACとの大きな違いを打ち出し、著作権管理団体の新規事業団体という認識を持って、能動的に活動をしていく必要があるか」と思います」、「イーライセンス、JRC側の営業活動ももっと必要かと感じます」というコメントに見られるように、JASRACとの差別化を図り、そのメリットを音楽出版社に対して積極的にアピールすべきという意見である。

確かにイーライセンス、JRCともにまだまだ営業活動・広告活動の余地は残されていると思われる。実際に稼働している音楽出版社はそれほど多くない

し、一般社団法人日本音楽出版社協会 (MPAJ) の名簿を見れば連絡先は容易に分かる。また、JASRAC の運用体制に不満を持つ音楽出版社も少なくない。質問2の回答を見て分かるとおり、イーライセンスや JRC を管理委託先の候補として検討したことがない音楽出版社がかなり存在する。管理手数料が JASRAC と同率であると誤解している音楽出版社も相当数いると思われる。コメントが指摘するように、シェアを増やすためには、積極的かつ継続的な営業活動・広報活動が必要であろう。

一方、イーライセンスや JRC のシェアは今度も増えないだろうという否定的な意見も多く見られた。「相当難しいと思います。私のように著作権に習熟していない人間では、『なんだかんだ言っても、JASRAC だったら大丈夫だろう』と刷り込まれてしまっています」、「JASRAC と他の団体の規模が違いすぎるので、他の団体に JASRAC と同じくらい細かく対応してもらえるのかという点、また管理委託先が複数にまたがっていると使用料の再分配の際に手間が増えるという問題もあり、現実的にシェアが上がるのはなかなか難しいのではないかと思います」、「現状程度の手数料やサービスの相違であれば、音楽出版社としては管理楽曲により事業者が異なることは負担が増えるだけでメリットを感じません。同時に、使用者側の不便も増えているとすら思います」、「イーライセンスや JRC でも放送における音楽著作権の管理をスタートさせたことによってシェアが上向きになればいいと思うが、やはり全国規模の JASRAC には到底かなわない」というコメントに表れているように、JASRAC の独占はなかなか崩れないだろうという見方が意外と多かった。

まさに経済学でいう「ロックイン効果」の表れである。このような意識を変えることがイーライセンスや JRC の喫緊の課題なのであろう。特に、放送局系の音楽出版社とレコード会社系の音楽出版社には保守的な人間が多い。一方で、プロダクション系の音楽出版社は音楽の利用者という一面を持ち、またアーティストのプロモートに直接関わっているため、柔軟な適応能力や対応能力がある。後者は具体的なメリットを示せば、イーライセンスや JRC に管理委託する可能性はかなり高い。しかしながら、前者の保守的な人間を説得する

には多くの時間と労力がかかるだろう。とはいえ、放送局系の音楽出版社はキラーコンテンツを多数保有しているため、後回しにすることはできない。放送局系の音楽出版社をどのように説得するかが今後のカギになるように思われる。

### （３） 本稿が提案する実質的な競争を確保する方法

では、音楽著作権管理事業において、実質的な競争を確保する方法はあるのだろうか。アンケートの回答に多く見られた管理手数料の引き下げや営業活動・広報活動の拡充も有効な手段ではあるが、前者は実現性に疑問が残るし、後者は即効性という点ではあまり期待できない。実現可能性・即効性という観点から見ると、次の5つの方法が有効であると考えられる。それは、（１）日本音楽出版社協会（MPAJ）を母体とした著作権管理事業者を設立する、（２）JASRACを録音権団体と演奏権団体に分社化する、（３）イーライセンスとJRCが放送権の管理において、放送局系音楽出版社が楽曲管理を委託するような魅力あるサービスを提供する、（４）JASRACの著作権信託契約約款を改訂し、演奏権の管理分野をカラオケ、コンサート・ライブ等に細分化する、（５）JASRACの各種書式（作品届、訂正願、入会審査書類、著作物使用料明細書等）を著作権管理事業者の共通フォーマットとする、あるいは各管理事業者が協力して、共通フォーマットを開発し、採用することである。

第一に、MPAJを母体とした管理事業者が設立された場合、その管理分野（特に録音権、放送・有線放送、インタラクティブ配信、業務用通信カラオケ）において、JASRACのシェアをすぐに上回る可能性が高い。というのも、MPAJには主要な音楽出版社がすべて加盟しているので（正会員244社、準会員65社）、管理事業者を設立すれば、多くの会員が管理楽曲を委託すると予想されるからである。

そもそも2001年10月1日に仲介業務法が廃止され、著作権等管理事業法が施行された際に、MPAJによる録音権団体の設立が大いに期待されていた。なぜなら、アメリカでは全米音楽出版社協会（NMPA）が1927年に録音権団体であるHarry Fox Agencyを設立しており、これが日本のモデルケースになると思わ



れたからである。しかし、大方の予想に反して、当時のMPAJの執行部は録音権団体を新たに設立しないと決断したのである。

当時のMPAJの執行部は、大量の権利処理を低廉な経費で行うことが期待される録音権と演奏権については、1つの著作権管理事業者による集中管理が合理的であると考えていたようである。ただし、支分権ごとの管理は厳密に分離し、管理経費もそれぞれの使用料から充当することが著作権者に対する公平な管理方法であるため、JASRACが録音権管理と演奏権管理を分社化し、独立採算制の下で運営されるべきという意見だったようだ。

確かに、JASRACは不採算部門の赤字を黒字部門の利益で補填することができるため、必ずしも効率的な管理が行われていると言えない状況にある<sup>(14)</sup>。また、MPAJの執行部は、映画録音、コマーシャル放送用録音、出版といった分野について、海外では音楽出版社が直接管理している実態があることを鑑み、法改正により、録音権と演奏権以外の支分権については、音楽出版社が直接管理できるようにすべきと考えていたようである。後者は、JASRACの著作権信託契約約款の改訂により実現されたが、JASRACの分社化は実現されなかった。著作権等管理事業法の施行から14年が経過したが、時機を逸したということはない。MPAJが著作権管理事業者を設立すれば、JASRACの事実上の独占状態を最もドラスティックに変えることができるだろう。

第二に、JASRACを録音権団体と演奏権団体に分社化するという方法が考えられる。これは、MPAJが著作権等管理事業法の施行当時に想定していた方法である。海外では、録音権団体と演奏権団体が分かれている国が少なくない。たとえば、アメリカ、カナダ、イギリス、オーストリア、オランダ、デンマーク、フランスといった国は、録音権団体と演奏権団体が別々に存在する。JASRACを録音権団体と演奏権団体に分社化することにより、これまでのよう

---

(14) ミュージック・レポート(1998年1月29日)には、JASRACの協会理事である黒川靖司氏が「現在、社交場の部分では全くの赤字です。管理手数料は徴収額の27%になっていますから、その27%でJASRACの運営をしなければならないわけです。実質的にカラオケ部門には50%以上の経費がかかっています」という発言がある。

に演奏権分野における不採算部門の赤字を録音権分野における黒字部門の利益で補填することができなくなる。その結果、録音権団体の管理手数料は下がり、演奏権団体の管理手数料は上がることになるだろう。

カラオケやキャバレー、バー等によく歌われる楽曲の権利者にとっては不満の残る方法かもしれないが、録音権分野でよく利用される楽曲の権利者にとっては、現状の方法に合理性を見出だせない。厳密にいうと、JASRACのシェアを下げることはならないが、さらなる効率的な管理業務が期待できる。また、分社化によって全支分権を管理する著作権管理事業者がなくなるため、JASRACが持つ一元管理という優位性が低下し、JASRACの録音権部門、イーライセンス、JRCとの間で競争が活性化するだろう。

なお、レコード売上げが伸び悩んでいる現状においては、録音権分野の収益力は減少しているため、将来的には録音権分野ではなく、現在の稼ぎ頭である放送・有線放送の分野における利益で不採算部門の赤字を補填する可能性がある（現在でも補填されている可能性はある）。この問題に対応するには、JASRACを録音権団体、演奏権団体、公衆送信権団体に分社化するしかないだろう。近年、複数の権利に関わる音楽の利用が増えているため、利用者が使用申請の際に混乱する可能性が生じるが、申請窓口を一本化する等の適切な措置を講じれば、大きな問題にはならないと思われる。

第三に、イーライセンスとJRCが放送権の管理において、放送局系音楽出版社が楽曲管理を委託するような魅力あるサービスを提供することが挙げられる。放送局系音楽出版社とは、キー局系でいうと、NHK出版、日本テレビ音楽、日音、フジパシフィックミュージック、テレビ朝日ミュージック、テレビ東京ミュージックの6社、準キー局系でいうと、読売テレビエンタープライズ、MBS企画、メディアプルポ、エー・ビー・シーメディアコム of 4社である。音楽業界には、放送局系音楽出版社がテレビ番組の主題歌・挿入歌・BGMを管理するというビジネス・スキームが存在するため、放送局系音楽出版社はキラーコンテンツを多数管理している。表6は、2014年度のJASRACの国内分配額ベスト10であるが、10曲中5曲が放送局系音楽出版社の管理楽曲であ

2014年度 JASRAC 国内分配額ベスト10 (表6)

	楽曲名	アーティスト	音楽出版社
1	恋するフォーチュンクッキー	AKB48	AKS
2	進撃の巨人 BGM	—	ポニーキャニオン音楽出版
3	ルパン三世のテーマ '78	—	日本テレビ音楽
4	UFO	ピンクレディー	日本テレビ音楽
5	東京ブギウギ	笠置シズ子	コロムビアソングス
6	物語シリーズセカンドシーズン BGM	—	SMP
7	Choo Choo TRAIN	ZOO	テレビ朝日ミュージック
8	西部警察メインテーマ	—	石原音楽出版
9	あまちゃん BGM	—	NHK 出版
10	ルパン三世のテーマ	—	日本テレビ音楽

る。

魅力あるサービスのポイントは、JASRAC の著作物使用料分配規程の変更に対する BGM の権利者の不満をうまく利用することにある。JASRAC の分配規程では、放送使用料は演奏時間について1分単位で算出するが、20秒以下は1/9、20秒を超え40秒までが2/9、40秒を超え1分までが1/3 というように短時間の使用に対しては大幅に減額するように規定されているため、短時間使用が多い BGM の著作権者の著作権収入は近年激減している（ほとんどの音楽出版社は BGM 収入が1/3 に減少した）<sup>(15)</sup>。このため、BGM を管理する多くの音楽出版社がこの規程に不満を持っている。このような権利者は、イーライセンスや JRC に管理委託する方が多くの使用料を期待できるとなれば、JASRAC からイーライセンスや JRC に管理を変更する可能性は十分にある。

(15) JASRAC の短時間使用に対する減額措置は差別的な取扱いであり、不当である。事実、この減額規程のせいで、番組音楽を作曲している音楽家の多くは、著作物使用料が大幅に減少したために失業を余儀なくされた。

第四に、JASRACの著作権信託契約約款を一部変更し、演奏権の管理分野をカラオケ、コンサート・ライブ等に細分化することが挙げられる。JASRACの管理区分では11の支分権・利用形態に区分されている。このうち、録音権分野では①映画への録音、②ビデオグラム等への録音、③ゲームソフトへの録音、④CM放送用録音というように細分化されているが、演奏権分野は細分化されていない。つまり、イーライセンスやJRCが演奏権分野に管理範囲を拡大する場合、カラオケ、コンサート、ライブハウス、キャバレー、ディスコ、スナック、バー、レストラン、居酒屋、ダンス教室、カルチャー教室等の施設で音楽を利用する者に対して、著作物使用料を徴収しなければならないことになる。

しかしながら、演奏権分野をコンサート、カラオケ、飲食店（USEN♪使用）、飲食店（生演奏）というように細分化すれば、イーライセンスやJRCは一定の分野において管理事業を行うことができるだろう。たとえば、コンサートについては、一般社団法人コンサートプロモーターズ協会（ACPC）が2000年4月1日から会員社からコンサートにおける著作物使用料を代行徴収して、JASRACに支払っている。この枠組みをイーライセンスやJRCが利用すれば、全国に散在するコンサートの主催者や会場から著作物使用料を徴収する必要性は低減する。もちろん、JASRACと同様に、イーライセンスやJRCはACPCのアウトサイダーから著作物使用料を徴収する必要があるが、主要なプロモーターはすべてACPCに加入しているので、アウトサイダーが行うコンサートの数はそれほど多くなく、著作物使用料の徴収業務が困難になるということはないだろう。

カラオケ店は全国に数多く存在する（2013年現在でカラオケボックスの施設数は9,363件）が、そのほとんどが通信カラオケを利用しているので、通信カラオケ事業者が情報利用料と共に著作物使用料を代行徴収し（いわゆる元栓処理）、著作権管理事業者に支払うという仕組みを構築できれば、全国に散在するカラオケ店から著作物使用料を徴収する必要はなくなる。これはUSEN♪が採用している仕組みで、USEN♪を利用している店舗に代わって、JASRAC

に対して使用申請や著作物使用料の支払いを行うというものである。カラオケ店としては、JASRAC に対する事務手続が省けるため、メリットは少なくない。ただし、代行徴収する通信カラオケ事業者にとっては代行徴収するメリットがないため、代行手数料を認めるなど、彼らにインセンティブを与える方法を見つけなければならない。

演奏権分野がコンサート、カラオケ、飲食店（USEN ♪使用）、飲食店（生演奏）というように細分化された場合、コンサートや飲食店（USEN ♪使用）などのように、徴収代行が実施されている分野にイーライセンスや JRC が参入すると、管理手数料の競争が始まるだろう。現在、JASRAC が適用している「演奏等」と「映画上映」における管理手数料率は26%である。しかしながら、徴収代行が実施されている分野における実際の管理コストはかなり低く、イーライセンスや JRC は管理手数料を10%程度に設定できる可能性が高い。その場合、多くの権利者はイーライセンスや JRC にコンサートや飲食店（USEN ♪使用）といった利用態様の区分における管理を委託するだろう。

第五に、JASRAC の各種書式（作品届、訂正願、入会審査書類、著作物使用料明細書等）を管理事業者の共通フォーマットとする、あるいは管理事業者が協議して、共通フォーマットを開発し、採用することが挙げられる。アンケートの回答に多く見られたように、全支分権を管理できるのは JASRAC のみという現状の下では、イーライセンスや JRC に管理委託する場合、併せて JASRAC にも信託譲渡する必要がある。その結果、作品の登録手続、訂正手続、データベースの確認、著作物使用料の再分配といった煩雑な作業が増加するため、音楽出版社の管理スタッフがイーライセンスや JRC に管理委託することに消極的になっているのである。これは特に膨大な数の楽曲を管理する放送局系の音楽出版社に顕著にみられる傾向である。

しかしながら、各管理事業者が共通フォーマットを採用すれば、音楽出版社が複数の著作権管理事業者に管理委託する際の事務コストはかなり減少する。また、利用者が使用する楽曲使用申請書や楽曲使用報告書も共通化すれば、利用者の事務コストも下がることになる。総じて、権利者・利用者ともに取引コ

ストが低下することになり、一般的に指摘されている複数事業者の出現による取引コストの増加というデメリットをかなりの程度克服することができるだろう。

## VI. むすびに代えて

公正取引委員会および JASRAC の上告を棄却した最高裁判決をもって JASRAC の放送包括ライセンスをめぐる独禁法上の問題がすべて解決したわけではない。これを受けて、公正取引委員会は審判をやり直すことになるだけである。おそらく、JASRAC の放送使用料の算定式に JASRAC のシェアを乗じるべき（つまり、通信カラオケの包括使用料の減額措置のように非管理楽曲のシェアを減じること）とする審判が下されるだろう。包括徴収に替えて曲別徴収にすべきとする審判が下されることは、およそ考えられない。新たに下される審判によって、放送分野における著作権管理事業の競争が実質的に始まったとしても、ほかの分野、とりわけ演奏権分野においては、JASRAC の事実上の独占は続くことになる。したがって、音楽著作権管理事業に関する独禁法上の問題に対する議論をここで終わらせてはならない。

一方で明るいニュースもある。エイベックス・ミュージック・パブリッシングがイーライセンスに資本参加したために、イーライセンスの管理楽曲が急激に増加しているのである。2015年8月17日時点で、エイベックス・ミュージック・パブリッシングがイーライセンスに管理委託している楽曲数は、3,343件に上る。そのうち、小室哲哉の作品が47曲、持田香織（ELT）の作品が43曲、E-Girls と EXILE が歌唱する作品はそれぞれ12曲と5曲と、有名ミュージシャンの曲も増えている。アンケートのコメントにあったが「すでに実績のある楽曲もしくは実績のあるアーティストの新曲の管理が可能であれば、シェアはすぐ変わる」のである。さらに2015年9月30日にエイベックス・ミュージック・パブリッシングが JRC の株式を取得し、筆頭株主になった（所有割合は46.6%）。エイベックス・ミュージック・パブリッシングによる両社の株式取得によって、音楽著作権管理業務はまさに JASRAC 対エイベックスの様相を

呈してきたのである。

本稿で指摘した施策だけでなく、関係者はさまざまな角度から音楽著作権管理事業の競争を確保する方法を模索すべきである。そして、最高裁判決を契機にして、音楽著作権管理事業における自由競争のあり方について、さらに議論を深化させる必要がある。本稿がそのための一助になれば幸いである。

—あんどう かずひろ・法学部准教授—